



第 65 回旭川冬まつり 冬マルシェ 出店のご案内 (出店要領)

各種書類提出期限

2023年12月6日(水) 午後5時【必着】

出店申込に当たっての留意事項

※ 書類の提出前に必ずご確認ください。

- ・ 出店決定に当たり、応募内容の審査を行いますので、出店要領及び出店規程を十分にご確認の上、ご応募ください。なお、応募多数の場合やゾーニングの都合により、実行委員会において選考を行う場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 出店要領、出店規程、誓約事項、その他実行委員会からの指示を遵守いただけない場合は出店を認めません。また、これらを遵守いただけない場合は、出店決定後又は会期中であっても出店を取り消すことがあります。

- ・ 開催概要・募集要項・開催までの主なスケジュール(予定)・・・2P
- ・ 出店形式・・・3P
- ・ その他出店要領・・・4～6P
- ・ 出店規程・・・7～9P

提出先・問合せ先

旭川冬まつり実行委員会 〒070-0035 旭川市5条通7丁目 旭川フードテラス2階

- 問合せ：冬マルシェの概要について
担当：猪谷(いのたに)
電話：0166-25-7168
- 問合せ・提出先：冬マルシェの申込について
担当：有馬、島田、佐々木((一社)旭川観光コンベンション協会)
電話：0166-23-0090 FAX：0166-23-1166

1 開催趣旨

旭川市及び近隣町をはじめとする道北地域の食をPRするとともに、来場者が楽しめるよう、冬マルシェブースにおいて多彩なメニューを提供する。

2 開催概要

●営業日時

2024年2月7日(水)～2024年2月12日(月・祝日)(6日間)

午前10時～午後8時(この時間内は営業してください。)

※ 一部期間の営業や営業時間の短縮は認めません。

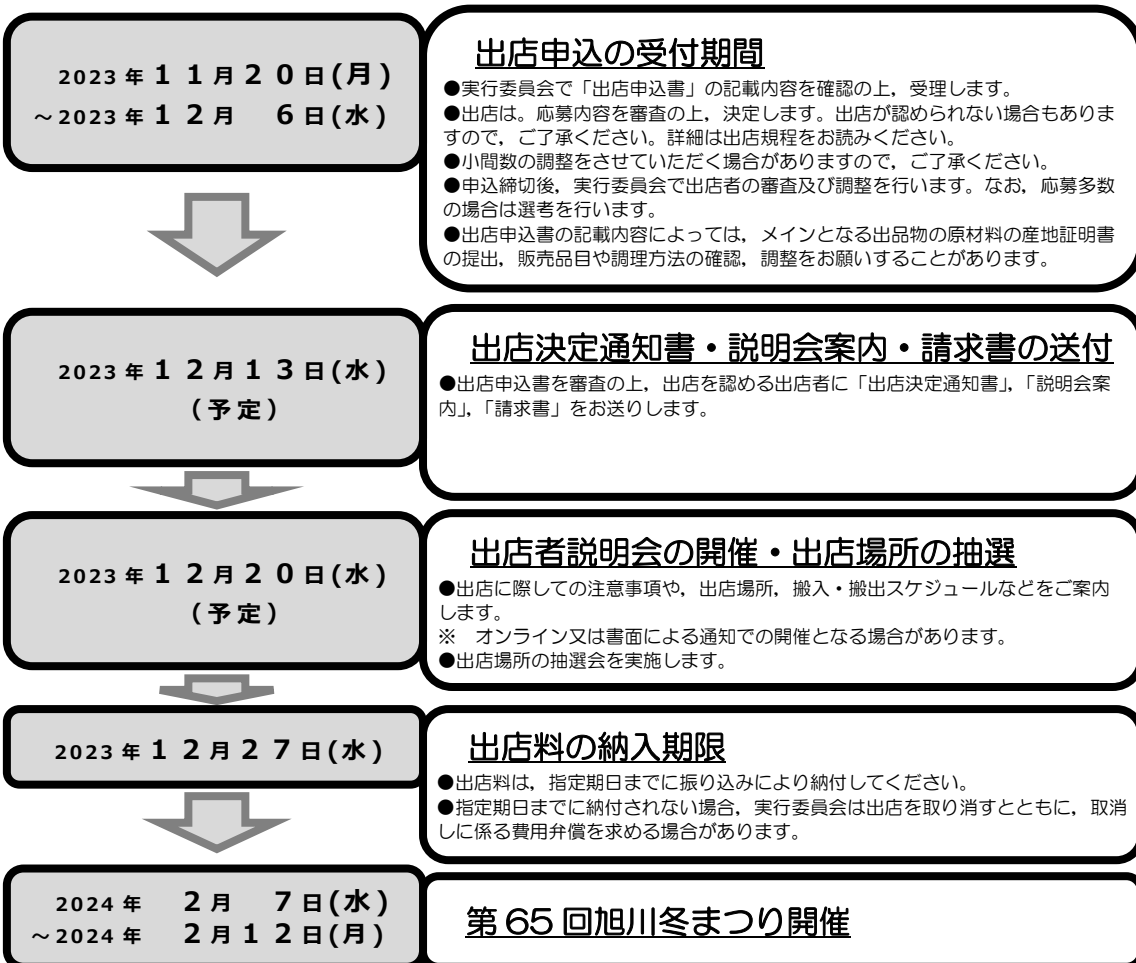
※ 車両は、来場者の安全確保のため、開場前の午前8時50分以降、閉場後の午後9時10分(最終日は午後8時10分)まで会場内に入入りできません。

●開催場所(出店場所)

旭川市石狩川旭橋河畔会場(リベライン旭川パーク・コミュニティーランド)

3 開催までの主なスケジュール(予定)

※ 次のスケジュールは都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



4 出店形式（基本設備等）・出店料

項目	1小間当たりの形式等
間口	2,700 mm（間口 5,400 mm テントの半分）
奥行	3,600 mm
照明設備・電源	1.5 kW
養生用コンパネ	2 枚
出店者用駐車場	会場近隣に用意（出店者 1 台分）
給水設備	ラーメンプレハブに共同設備を設置
排水設備	なし
サイン看板	実行委員会で設置
テント設置料金	実行委員会で負担
基本設備費用	実行委員会で負担
消費電力料金	実行委員会で負担
出店料	90,000 円 （消費税及び地方消費税を含む。）

- ・ 出店料は、指定期日までに指定口座へお振り込みください。
ご入金がない場合は、実行委員会は出店を取り消すとともに、取消しに係る費用弁償を求める場合があります。
- ・ 消費電力が過大となる場合は、別途費用を請求する場合があります。

【出店者において準備・手続する事項】

- ・ 保健所営業許可申請（申請先：旭川市保健所 衛生検査課 食品保健係）
- ・ 生産物賠償責任保険（PL）の加入
- ・ 消化器（出店要領 9 を参照）
- ・ テーブル、椅子、ストーブ、燃料などの店舗運営に必要な設備
- ・ 飲食物提供に必要な消耗品・備品類
- ・ 来場客が使用した発泡スチロール容器、箸、串など以外のゴミは全てお持ち帰りをお願いします。

5 出店者の選考及び決定について

出店者については、実行委員会にて応募内容を審査の上決定しますが、選考に当たっては、次のとおり選考基準を定め、次に記す事項に該当する出店者を優先的に決定します。

(1) 出店優先事項について

- ①道北地域で店舗を経営又は活動の拠点としていること
- ②道北地域の郷土料理，地域グルメを提供する店舗
- ③道北地域産の原材料を主としたメニューを提供する店舗
- ④本イベント用に開発した新たなメニューがある店舗
- ⑤その他，旭川冬まつりの質の向上や来場者の満足度向上が期待できると実行委員会が認めた店舗

(2) 出店必須事項について

商品販売時には、主たるメニューの外国語表記を行うこと（英語は必須とする。中国語（繁体字・簡体字）、韓国語についても可能な限り表記を行うこと。）。

※ 「(2) 出店必須事項について」を遵守できない場合は審査基準を満たさないものとします。

また、当日対応していないと判断され、実行委員会からの指導を行っても改善が見られない場合は、会期中での撤退を指示することがありますのでご注意ください。

なお、その際、既に納付済みの出店料は返金いたしません。

6 出店場所について

出店場所については、会場内において次の配置図のとおり出店ゾーンを設け、各出店者の出店場所については、出店者説明会において抽選を行います。

また、決定した出店場所については、適正な事情がある場合を除き異議を申し立てることはできません。

【配置図（実際は通路の確保等により、区画が増える場合があります。）】



7 出店を認めない又は出店を取り消す場合について

次の行為を行った場合、出店を認めない又は取り消す場合があります。

- (1) 実行委員会からの指導を真摯に受け入れない場合（例 指定時間外の車両乗り入れ等。）
- (2) 事前に申請した内容と異なるメニュー・設備で出店した場合
- (3) 飲酒・喫煙しながらの接客や来場者から品位を汚す接客等によりクレームが多く寄せられた場合
- (4) 正当な理由なく指定期日までに出店料を納付しなかった場合
- (5) 反社会的勢力が関与していると判断される場合（警察等により確認をします。）
- (6) 出店要領 5-(2)に規定する出店必須事項が遵守されていないと判断した場合
- (7) その他、実行委員会において本イベントの趣旨にそぐわないと判断した場合
- (8) 出店スペースを又貸しした場合。このような事実が確認された場合、直ちに出店を取り消すほか、今後後の出店を認めない場合がありますので、ご注意ください。なお、既に納付済みの出店料は返金いたしません。借受者に対しても、出店料相当分の料金を請求いたします。

8 地面の養生について

油や炭、火器を使用する出店者は、融雪及び地面を傷める可能性がありますので、必ずコンパネ等による養生を行ってください。

9 消火器具の設置について

安全なイベント運営を図るため、火器具類を使用する出店者は、火器具類を旭川市火災予防条例に従って配置するとともに、消火器（業務用）及び耐火ボード等の設置を義務とします。

10 販売について

出店者は、営業時間中は必ず販売員を常駐するものとします。

出店ブースから出て接客・呼び込みは禁止です。

隣接する出店者や来場者が不快となるような大音量による音響機材（ラジカセ・拡声器等による呼び込み等）の使用は禁止です。

11 飲料の取扱いについて

本イベントに対し、飲料メーカーの協賛が決定した場合、飲料の販売については、協賛メーカー商品（生ビール、缶やペットボトル等のソフトドリンク等）を指定させていただきます。

ただし、地ビールやトマトジュースなどの地場の食材を使用した農畜産加工品については、この限りではありません。

12 アレルギー表示について

出品される飲食物については、「アレルギー使用状況表」・「ピクトグラム」を必ずテント内に掲示していただくとともに、来場者からの問い合わせに対応するため従業員への指導を徹底してください。

(出店説明会の際に実行委員会から「アレルギー使用状況表」・「ピクトグラム」を配付します。)

13 販売する飲食物の制限について

次の飲食物は、販売不可としますので、ご注意ください。

- ・ラーメン及び手打ちそば（専用コーナーで販売するため）

14 その他

- ・全ての店舗において、旭川冬まつり関係者用食券（500円）を使用できるものとします（換金率100%）。
- ・旅行代理店及び協力企業が設定した食券等（今後設定：前回（500円・100円）の2種）を使用できるものとします（条件等は今後決定します。）。
- ・本要領及び出店規程に記載以外の事項は、出店者説明会等でお知らせします。

旭川冬まつり冬マルシェ出店規程

1 応募資格

出店要領及び旭川冬まつり冬マルシェ出店規程に規定する誓約事項に同意する者。

2 出店が認められない応募者

次の参加者は出店を認めません。

- (1) 応募資格に該当しない者
- (2) 過去の出店において、実行委員会からの指導及び指示を真摯に受け入れなかった者
- (3) 過去の出店において、来場者等から本イベントの品位を落とす接客等によりクレームが多く寄せられた者
- (4) 過去の出店において、出店料の納付、各種申請書類等の提出を期限までに行わなかった者
- (5) 過去の出店において、事前に申請していない販売物を出品した又は申請内容と異なる内容で営業した者
- (6) 過去1か年の旭川冬まつりにおいて、食中毒等の事故を起こした者
- (7) 反社会的勢力が関与していると判断される者（警察等により確認します。）
- (8) 本イベントの趣旨にそぐわないと実行委員会が判断した者
- (9) 事業者の一、別にかかわらず、本・支店等同じ系列店と認識される者（事務局が認める場合を除く。）
- (10) その他、出店要領及び本規程並びに実行委員会の指導及び指示に従わない者

3 出店場所・出店形式・出店小間数

出店形式・出店小間数については、会場構成やゾーン内容等によりご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承くださいとともに、実行委員会に一任願います。また、決定した出店場所については、適正な事情がある場合を除き異議を申し立てることはできません。

出店小間数については、会場のスペースの都合上、1出店者につき最大2小間を原則とします。

（ご希望に添えない例）

- ①調理に炭火等を使用するため煙が多く発生し、来場者に影響が出ると判断される場合
- ②過去の出店において、会場を著しく汚し、指導後も改善が見られない場合
- ③出店希望者多数により出店場所の調整が必要な場合
- ④ゾーニングの都合上、当該出店場所が望ましくないと実行委員会が判断した場合

4 地面の養生について

きれいなイベントとするため、調理を伴う出店者は、地面を養生することを義務とします。養生の範囲は、油飛び等汚れが付着することが想定される範囲とします。

イベント終了後、実行委員会において清掃や補修が必要と判断した場合は、清掃費等の実費を請求します。

5 火気器具類の取扱いについて

安全なイベント運営を図るため、火気器具類を使用する出店者は、消防法及び旭川市火災予防条例等に従って対応することとします。

- (1) 業務用消火器の設置
- (2) スレート板、耐火ボード等による火気器具類周りの養生

(3) 油飛び等による危害に対する養生

6 提供可能販売物及び調理方法、調理場所について

本イベントは仮設テントでの出店となるため、提供可能な販売物及びテント内での調理内容等に制限があります。次の点に注意してください。

(1) 自店テント内以外での調理は認めません。下処理を要する販売物については、事前に保健所に申請した施設（下処理場所）以外での下処理及び仕込みは認めません。

(2) 自店テント内での調理については、加熱、盛り付け、トッピング等の簡易なものとし、材料をカットするなどの行為は認めません。詳細は出店決定後に別途お知らせします。

(3) 提供可能な販売物は、原則として直前に加熱して提供するもの（調理）又は農作物を除き、製造に必要な営業許可を取得した施設で製造され、適正な食品表示がされた包装既製品（物販）に限ります。

(4) 出店決定後に保健所に申請を行い、許可を受けたもの以外を販売することはできません（申請の必要がない販売物を除く）。

※ 飲料等を開封して提供する場合は申請が必要です。

(5) 衛生上の観点から、テント側幕の三方囲いを遵守し、食中毒の防止を徹底するため手洗い設備を設けるほか、食品の温度管理を適切に行ってください。

開催期間中に保健所職員が巡回します。上記を満たさず改善の指示に従わない場合、出店を取り消すこととし、以後の営業は認めません。

7 接客、販売方法

(1) テント内での対面販売とします。

テントの外（自店テントの前や横を含む。）に出て、通行の妨げとなる呼び込みや試食を提供する等の行為を禁止します。出店者が使用できるのは、使用許可の範囲です。

(2) 来場者や隣接する店舗に迷惑となるような大音量を発する機材の使用は禁止します。

(3) 販売に使用できるスペースは限られていますので、スペースに見合った販売商品、使用機材としてください。

8 販売員の常駐について

出店者は、開催期間・開催時間の間、販売員として実行委員会からの指示・連絡を確実に伝達・履行できる者を出店場所に常駐させるものとします。実行委員会へ販売を委託することはできません。

9 出店テントへの装飾について

出店テント上部への看板設置やテントからはみ出す工作物の設置は、道路占用・使用許可の範囲を超えていること、安全確保の観点等からサイズにかかわらず認められません。

10 販売に関する必要物品等について

販売に必要な備品・物品等は、出店者が用意・設置するものとします。

11 スtockヤード、商品・機材管理について

会場にはストックヤードがありません。商品、調理器具、ガスボンベ等はテント（使用許可の範囲）の外にはみ出さないよう、出店者が保管・管理を行うものとします。

なお、会期中の盗難、紛失等について、実行委員会は一切責任を負いません。

12 ゴミ処理について

販売等で発生したゴミ等は出店者が持ち帰り、自身の責任で処理するものとします。

13 商品の売買に係る決済方法について

本イベントにおける販売物の売買については、現金、キャッシュレス決済及び旭川冬まつり関係者用食券によるものとします。

14 出店料等の請求

出店者ごとに実行委員会から請求書を送付しますので、必ず指定期日までに振込により納付してください（振込手数料は出店者の負担とします。）。なお、出店申込の取下げは原則として認めませんが、出店者の都合により取り下げる場合は、上記出店料等と同額のキャンセル料を指定期日までにお支払いいただきます。

15 出店の取消し

次のいずれかに該当する場合、実行委員会は出店決定後又は会期中であっても出店を取り消す場合があります。取消しに係る費用弁償を求めることがあります。なお、既に納付した出店料等の返還及び取消しによって出店者が被ったいかなる損失の補償もいたしません。

- (1) 事前に申請していない販売物を出品した又は申請内容と異なる内容で営業した場合
- (2) 出店料の納付、各種申請書類等の提出を期限までに行わなかった場合
- (3) 申請者以外の者が出店・販売を行った場合（名義貸し等）
- (4) 出店要領及び本規程の内容に違反した場合
- (5) その他、実行委員会及び関係機関（消防、保健所等）の指導及び指示に従わない場合

16 イベントの記録について

本イベントの記録用に実行委員会が写真、動画を撮影し、ホームページや SNS 等に掲載することがあります。また、各メディアによる撮影や取材等が行われることもありますので、あらかじめご了承ください。

17 イベントの中止

- (1) 本イベントは降雪時にも開催しますが、豪雪等の荒天、天災地変、暴動、官公署の命令その他不可抗力により、イベントの安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいと実行委員会が判断した場合には中止とする場合があります。
- (2) 本イベントが中止となった場合、既に納付された出店料の払戻しはいたしません。また、実行委員会はイベントの中止によって出店者が被ったいかなる損失の補償もいたしません。
ただし、イベント期間の全てが中止となった場合はこの限りではありません。

18 その他

- (1) 出店要領及び本規程に定めのない事項については、後日、出店決定者へ配付する実施要領に従うものとし、それ以外の事項については双方協議の上決定するものとします。
- (2) 提出書類に記入いただいた情報は、関連事業の実施に関わる他の組織・団体・協賛社等又は実行委員会が広報宣伝を目的に契約する事業者等に提供する場合がありますので、あらかじめご了承ください。